

茨木市障害者差別禁止条例の制定について（公開質問状）へのご回答

御名前（ 坂口 康博 ）

1. 国連「障害者権利条約」について

1-①

1. 茨木市としても障害者差別禁止条例の制定を検討していくべき
2. 茨木市として障害者差別禁止条例の制定は必要ない
3. どちらとも言えない

④ その他 [検討課題です]

その理由

1-②

- ① 茨木市としても手話言語条例の制定を検討していくべき
2. 茨木市として手話言語条例の制定は必要ない
3. どちらとも言えない

4. その他 []

その理由

4. 障害のある人の地域生活について

4-①

- 1. 茨木市としても24時間介護が必要である。
- 2. 茨木市として24時間介護が必要ではない。
- 3. どちらとも言えない

④ その他 []

その理由

介護保険のサービス利用についての課題も多い
介護が必要の方すべてを対象とした研究が
必要と考えます

4-②

- ① ガイドヘルパー利用の現状を知っていた。
- 2. ガイドヘルパー利用の現状を知らなかった
- 3. どちらとも言えない

4. その他 []

その理由

2. 茨木市役所での障害者雇用について

1. 茨木市役所の障害者雇用のあり方を抜本的に見直すべき
2. 茨木市役所の障害者雇用は、現在のままでいい
- ③. どちらとも言えない
4. その他 []

その理由

市役所から企業への広報が重要と考えます

3. 65歳問題について

- ① 機械的に介護保険サービスを適用するのではなく、柔軟に対応すべき
2. 本人の意向に関わらず、介護保険サービスの利用を優先すべき
3. どちらとも言えない
4. その他 []

その理由

5. 医療について

5-①入院時のヘルパー利用と障害のある方が受診できる市民総合病院の建設について

課題は多いと思います。

5-②同行援護について

同行援護は非常に求められる施策と認識している
つもりです。
幅広く利用ができればいいと思います。
責任のつらさの保障は出ているべきなのかな。私自身
もまだ少し勉強不足です。

6. 市民会館について

早期・建替を望んでいます。

ありがとうございました。
茨木障害フォーラム (IDF)